

1. 交通運輸、観光サービス産業の維持・存続と雇用維持のための支援について

新型コロナウイルスは、いまだに日本を含め各国で感染終息の見通しが立たず、交通運輸・観光サービス産業では引き続き大きな影響が出ており、雇用の維持はもとより事業の存続の危機的状況は最早「待ったなし」の状態に至っている。これらの産業は社会インフラの機能を有するとともに、また地域社会・経済にとっても必要不可欠な産業であることはいうまでもない。とりわけ、こうした影響が長期化すれば、経営面のみならず、人材流出による悪影響も懸念される。

したがって、社会インフラとしての交通運輸・観光産業の維持・存続と労働者の雇用維持に向け、雇用調整助成金の特例措置を収束まで延長することはもとより、従来の資金繰り支援に加えて、緊急事態宣言下で利用が急減しても事業継続する交通産業を含め、困難を極める各産業に対する「事業の維持可能給付金（仮称）」の創設など、新たな経済的支援を推進されたい。

【回答】（主計局）

公共交通事業者や観光関連事業者の事業継続のため、地方創生臨時交付金、政府系金融機関による資金繰り支援など業界横断的な支援措置を実施するとともに、交通事業者については、地域の鉄道、バス、離島航路等の運行維持や、感染症防止対策の強化等について、令和2年度第3次補正予算において約305億円、令和3年度当初予算においても約206億円の予算を措置しています。

観光関連事業者については、Go To トラベルの再開が難しい状況が続く中、「地域観光事業支援」を約3,300億円の予算規模により実施することとしており、各都道府県が感染状況に応じて行う、域内旅行の割引支援、前売り宿泊券等の割引支援の事業および宿泊事業者が感染防止対策の強化等に取り組む際の費用について、財政的に支援することとしています。

また、一連の支援策が確実に各事業者に活用されるよう、国交省が地方運輸局を通じて、各都道府県、事業者に対して働きかけを行っています。

2. 国際宅配便の輸入通関について

クーリエで輸入していたものを、業務拡大などにより産業貨物としての一般通関に切り替えると、商品内容の問い合わせや商品カタログの要求などが度重なることがあり、荷主は対応の変化に困惑することがある。クーリエと産業貨物では取り扱いの種類やロットが異なるため、両者が全く同じ審査方法をとるのは困難であるが、

本邦内での販売を目的とした輸入貨物の通関については、クーリエ、産業貨物ともに同様の審査基準とし、より公平で適切な監視・審査機能を強化するよう求めたい。

【回答】（関税局）

税関においては、輸送形態等にかかわらず、輸入貨物について必要な審査・検査を行い、適正な通関の確保に努めているところであり、ご理解いただければと思います。

3. NACCS 更改に伴う法人番号取扱運用の改善について

マイナンバー制度導入により、IDA入力画面における輸出入者符号の入力については、JASTPRO コード・税関発給コードから法人番号に移行されたが、リアルタイム口座振替・口座登録などの業務については引き続き JASTPRO コードが必要である。これらの業務は輸出入申告において主要な工程となっているため、実質的には JASTPRO コードも併存して管理しなければならない状況となっている。マイナンバー制度における法人番号とは、確実な納税に向けて一元管理していくという導入当初の目的もあることから、趣旨に則り法人番号への完全移行化が望ましい。NACCS のハードウェア入れ換えの予定時期と法人番号への完全移行へ向けた具体的な検討状況について明らかにされたい。

【回答】（関税局）

NACCS は、本年 9 月に比較的規模の大きな更改（中年度更改）が予定されており、この更改に伴うプログラム変更の中で JASTPRO コードや税関発給コードを持っていない場合であっても、法人番号でリアルタイム口座および包括保険を利用可能とする予定です。

この更改に関する情報は、順次 NACCS センターホームページの NACCS 掲示板にて周知されますので、ご参照ください。

4. 通関書類の電子送信業務におけるファイル容量制限の見直しについて業務の効率化に向けたファイル容量の拡大について

2017 年 10 月の法令改正により義務化となった通関書類の電子送信については、添付ファイル容量が 1 ファイルあたり 1 MB から 3 MB に変更になったため、ファイルの分割、再スキャンといった工程は減少し、業務負荷は軽減されつつある。一方で、3 MB を超えるファイルに関しては、依然としてファイル分割を行うなどの工程が必要であり、MS X 導入の趣旨である「通関書類提出の迅速化、合理化」に向けた妨げとなっている。引き続き 1 ファイルあたりの容量を最低 10MB に拡大するなど双方の業務効率化に向け取り組まれない。

【回答】（関税局）

令和7年度に更改を予定している次期 NACCS において、1 ファイル当たりの上限を 10MB、総ファイル容量を 30MB に拡大することを予定しております。

【関税局】

1. 国際観光旅客税における取消時の払戻について

一部の LCC では航空券を購入、支払後に取消を行った場合、国際観光旅客税の払戻では、航空券種別による払戻不可または払戻手数料の設定など、事業者毎に規定を設けている。国際観光旅客税法では「日本から出国する旅客」から徴収すると定められているが、法の主旨に照らして、税金払戻での事業者による取扱判断の可否について、国税当局の見解を明らかにされたい。

【回答】（国税庁）

国際観光旅客税は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国に課税されることから、航空券を購入した者が実際には出国しなかった場合には、同税に相当する金額は国庫（税務署等）に納付されることにはなりません。なお、お尋ねの「国際観光旅客税における取消時の払戻し」については、事業者（航空業者）と旅客との間の取り決めによるものと承知しており、払戻しの取扱いについては、コメントを差し控えさせていただきます。

2. 航空貨物の輸入通関のスピード化について

航空貨物の輸入通関については、予備審査制が導入されているが、本申告は本邦空港到着後に行うため、空港到着から通関、貨物引き取りまでに時間を要している。一定の条件下（例：AEO 特例輸入者、他法令などで規制対象外の品物など）において、当該貨物が本邦空港到着までに、本申告輸入許可がなされる制度を導入されたい。

【回答】（関税局）

現行制度において、AEO 輸入者については、貨物が本邦に到着する前に輸入申告を行い輸入の許可を受けることができます。

3. 仮陸揚げに係る成田/羽田両空港の一体運用について

成田着羽田発、もしくは羽田着成田発の双方ルートにおいて、マニュアルでの申請受付に加え、NACCS での受付を導入頂きたい。

【回答】（関税局）

仮陸揚げされた混載貨物に係る空港間の保税運送については、現行 NACCS では対応していないため、次期 NACCS で対応できるよう調整を進めています。

4. AEO事業者を対象とした在宅勤務に係わる継続的な弾力運用について

コロナ禍において在宅勤務の運用については税関より柔軟に認められているが、通関業法上では情報セキュリティ等に関する社内管理規則等の整備が求められている。AEO 事業者については一定のセキュリティ等が具備されていることから、AEO事業者の「在宅勤務の開始」について、コロナ感染症対策期間終了後においても現在の柔軟な対応を継続されたい。

【回答】（関税局）

通関業者による通関業務の在宅勤務については、新型コロナウイルス感染症対策として、多数の利用実績があることから、この利用実態を踏まえ、利便性向上に向けてどのような対応が可能か検討してまいります。

5. 輸入申告時に一部貨物が仕向け空港以外に到着した場合の取扱いについて

同一AWBの貨物で一部が仕向け空港以外の空港に到着した場合は、本来の仕向け空港に到着しない限りは輸入申告に入ることができない。このような事例は起こりうることであり、実際発生したケースもある。通常は航空会社による手配でAWB券面上の仕向け空港へ転送を行うが、昨近のトラック不足等で転送が遅れる場合もあり、それ以前に顧客への納期が守れず、大きなクレームになる恐れがある。

パーシャル申告が認められるようになった場合、通関業者、税関を含む関係者の工数（手間）の軽減に寄与する事となり、顧客への影響も最小限にとどめることが出来る。また殊に成田・羽田の首都圏空港間においては、一体運用に向けて様々な取り組みを行っており、その利益にも資するものとする。したがって、同一AWBの貨物が他空港にパーシャルで到着した場合に、その到着空港における輸入申告を認めてられたい。

【回答】（関税局）

現行制度において、同一AWBの貨物が2以上の空港にわかれて到着した場合でも、貨物の仕分けを行えば、各到着空港を管轄する税関に対して、輸入申告を行うことが可能です。また、NACCSで輸入申告する際に貨物情報を用いる場合は、次のとおり手続きいただくことで、貨物情報の仕向地を訂正することが可能です。

○一般貨物（ストレート貨物）

到着便ごとにAWB情報登録（ACH）業務を実施（本来の仕向地を入力）→（一部の便が予定外の空港に到着）→それぞれの到着地の蔵置場で貨物確認情報登録（PKG）を実施→予定外の空港に到着した便の貨物について輸入貨物情報変更登録（CAI01）業務で仕向地を訂正→到着地の蔵置場ごとに貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS01）業務

○混載貨物

HAWB情報登録（HCH01）業務を実施（本来の仕向地を入力）→（一部の便が予定外の空港に到着）→それぞれの到着地の蔵置場で混載貨物確認情報登録（HPK）を実施→予定外の空港に到着した便の貨物について輸入貨物情報変更登録（CAI01）業務で仕向地を訂正→到着地の蔵置場ごとに貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS01）業務